

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係るサービスの取り扱いについて(通知)

2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、3月2日からの学校の臨時休校を要請することが表明され、また、このことを受けて、総務省から各地方公共団体に対し、職員の柔軟な勤務体制の確保及び年次有給休暇の取得への格段の配慮が依頼されました。

本県においても当該要請に基づき、3月2日から春休みまでの期間、すべての県立学校を臨時休業とするとともに、県内の市町村教育委員会や私立学校設置者に対して、同期間の臨時休業を要請しました。

これを受けて、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

1 対象職員及び状況

(1) 対象職員

義務教育終了前の子(未就学児を除く)及び特別支援学校に在籍する子を養育する教職員

(2) 状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当該職員の子が在籍する学校が臨時休業となった場合において、当該職員以外に子の養育を行うことができないとき

2 対象職員の勤務の取り扱い

職務専念義務免除

3 対象期間

当該の子の養育に要する最小限の時間

4 施行年月日

2020〔令和2〕年3月2日

以上

総務課企画人事係

教職員課福利・職員係